

令和3年度

# 高知県雇用対策協定に 基づく事業計画



高知県・高知労働局



# 令和3年度 高知県雇用対策協定に基づく事業計画

## 目 次

- 1 雇用調整等への迅速な対応 . . . . . 1
- 2 各産業分野の人材の確保・育成・定着  
～県内就職・職場定着支援及び移住の促進 . . . 1～11
- 3 女性、高齢者、障害者等  
多様な人材の活躍促進 . . . . . 11～16
- 4 働き方改革の推進×生産性の向上  
～労働環境の整備に向けた支援～ . . . . . 16～19

## 1 雇用調整等への迅速な対応

### ○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用維持、事業継続支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により従業員の雇用維持や事業継続が困難な事業所等に対して、県と労働局が連携した支援策の情報収集や周知を行う。

### ○県内で大量の雇用調整が発生した場合、県と労働局が連携した再就職支援等に向けた迅速な対応

- ・地域に多大な影響を及ぼすような大量離職者が発生した場合、県と労働局が連携した情報収集、企業への要請、再就職支援を実施する。また、必要に応じ、関係機関による離職者雇用対策本部を設置し、離職者支援を実施する。

### ○県の雇用施策の推進に資する基本データを労働局が提供

- ・一般職業紹介状況や雇用保険等、雇用に関する基本データ等を定期的に提供するとともに随時の要請にも対応する。

### ○県と労働局それぞれの支援施策情報の相互提供及び共同周知の実施

### ○県・労働局・関係団体等の連携による個別労働紛争の解決に向けたサポート

- ・県・労働局・関係団体等による合同労働相談会を開催する。

## 2 各産業分野の人材の確保・育成・定着 ～県内就職・職場定着支援及び移住の促進～

【目標】	①公共職業訓練(委託訓練)受講者の就職率	80%以上
	②新規高卒就職内定者における県内就職比率	前年度以上
	③県内就職を希望する新卒高校生の県内就職内定率	前年度以上
	④高等学校卒業後1年目の離職率を全国水準以下にする (参考:平成31年3月卒1年目離職率全国平均16.2%に対し、高知県19.0%)	
	⑤ジョブカフェうち	
	・就職支援計画書を作成した求職者の6か月以内の就職率	70%
	・職場体験講習受講者の就職率	70%
	・職場体験講習受講者の定着率(就職後3か月時点)	80%
	・職場体験講習受講者うち35～50歳の方の就職率	60%
	定着率(就職後3か月時点)	80%
	・ジョブチャレンジ受講者の就職率	25%

・就職氷河期世代チャレンジ応援団参加企業数(累計)	75社
⑥ハローワーク高知若者相談コーナー就職率	37.5%以上
⑦高知県福祉人材センターの就職実績	前年同程度
⑧若者サポートステーション就職(正規・非正規)決定者数	13人

- ・県が進める「産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」の取り組みにより、地域において、若者が誇りと志を持って働き、活躍のできる有為な人材の育成・確保・定着に取り組む。
- ・「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、「ジョブカフェこうち」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」において若年者に対する支援を一体的に実施する。
- ・就職希望者の相談援助、関係機関との連携により求人を確保する。
- ・若年者の離職防止のため、入社前後の不安の解消と社会人としての自覚と責任感の養成を図るとともに、企業への若年者等定着のための職場環境等の改善を図る。
- ・高知県と高知労働局が一体的に実施する U・I ターン就職者対策や県が進める移住促進により、地域や経済の活性化につなげる。

#### ○産業振興計画などの県の産業施策とも連携した就労支援の実施

- ・職業訓練等による人材育成及び就労支援
- ・県内立地企業の人材確保を共同で推進

#### ○高校生や大学生等の県内就職の促進、若年者の就職支援の一体的実施

- ・高卒求人への早期提出による県内就職支援の連携、高校生・大学生のニーズを踏まえた求人開拓、就職面接会やインターンシップ等の実施
- ・県内大学等との連携による学生の県内就職支援
- ・「ジョブカフェこうち」と「ハローワーク高知若者相談コーナー」が行う若年者の就職支援の一体的実施
- ・「ユースエール認定制度」の認証の取組促進
- ・奨学金の返還支援制度による人材の確保と定着促進

#### ○移住、U・I ターン就職の促進

- ・県外大学へ進学した学生の県内就職支援
- ・「ハローワークジョブセンターほんまち」と県の U・I ターン相談コーナーが行う U・I ターン支援の一体的実施

#### ○人材不足分野の人材確保対策

- ・医療・福祉、建設、警備、運輸の人材不足分野の人材確保対策の推進

#### ○外国人材の受入環境の整備

- ・外国人への相談・情報提供体制の整備・充実
- ・外国人材の確保・活躍及び受入れ対策の推進
- ・外国人雇用にかかる適正な雇用管理の推進

### ○就職氷河期世代の活躍促進、就労支援

- ・ハローワーク専門窓口による正社員就職の促進
- ・正社員就職に有効な職業訓練の創設
- ・ニートへの就労支援
- ・こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの運営

### ○業種・職種間の転換促進

- ・関係機関との連携体制の構築・運営
- ・労働移動の支援

### (県が実施する業務)

- ① 農業、林業、水産業、商工業、観光分野等において、産業人材の確保・育成に取り組む。

#### [主な内容]

ア)産学官連携による体系的な「産業人材育成プログラム」の実施

(土佐まるごとビジネスアカデミー(土佐MBA))

イ)「県立林業大学校」や「県立農業大学校」、「高知県農業担い手育成センター」、「高知県漁業就業支援センター」などによる一次産業の担い手育成

ウ)高知県新規就農相談センターや高知県漁業就業支援センターによる一貫した就業支援の実施

エ)「土佐の観光創生塾」を通じた観光商品の造成から販売までの一環した支援

- ② 「ものづくりの地産地消」を推進し、さらに外商につなげるとともに、防災関連産業等の新たな産業振興を図ることを通じて、雇用の創出と人材の確保に取り組む。

- ③ 高等技術学校において産業界のニーズに沿った技能・知識の習得のための訓練を実施し、地域産業を担う人材の育成を図る。

- ④ 離職者等に対する幅広い職業訓練を行うため、民間訓練機関等に委託して訓練を実施する。

- ⑤ 就業につながりやすい職業訓練コースの設定や職業訓練受講者に対する託児サービスの充実を図る。

- ⑥ 企業の立地を促進するため、IT・コンテンツ関連企業の立地経費を支援する。

- ⑦ 雇用機会の創出と県民所得の向上及び県内立地企業の活力を向上し、県勢の浮揚を図るため、企業立地を推進する。

- ⑧ 事務系立地企業の従業員の正社員化や中核人材に必要な知識等の習得を目的とした人材育成研修を実施する。
- ⑨ 立地企業の魅力等の PR を通じて、県内外の幅広い人材に対する立地企業への就業の促進及び立地企業が事業拡大するための人材確保を支援する。
- ⑩ 高等学校への就職アドバイザーの配置及び学校と労働局の就職支援ナビゲーターとの連携による就職支援を行う。
- ⑪ 高校生の就職に有利となる資格取得を支援するため、高校生を対象とした介護職員初任者研修を開催する。
- ⑫ 県内企業見学や企業説明会、県が発行する広報誌等により、高校生に対して県内企業の理解を促進するとともに、県内企業との連携を強化して、担い手の育成に努める。
- ⑬ 求人の早期提出と若年人材の確保・定着のための雇用環境整備等について、労働局と連携して県内主要経済団体に要請を行い、県内求人の確保等に努める。
- ⑭ 企業等の求人開拓や高校生への指導を行う就職アドバイザーを、県立高等学校 17 校に 9 名配置し、求人確保と卒業生の職場定着及び県内就職率向上のための施策を促進する。
- ⑮ 教員及び就職アドバイザーによる事業所訪問を計画的に実施し、新たな就職先の開拓、継続的な求人要請、卒業生の職場定着指導を継続的に実施する。

- ⑯ SNS 等を活用した情報発信やオンライン上での交流の機会の提供等により、県内企業の魅力や情報を学生に広く伝える。

[主な内容]

- ア) 企業対象のセミナーや専門家派遣などにより、企業 PR 動画の作成支援を行うとともに、完成した動画を「高知求人ネット」等で公開する。
- イ) オンライン上での学生と企業との交流会の開催等により、県内企業への理解促進を図り、県内就職への意識醸成を図る。

- ⑰ 学生が企業や業界を理解するために役立つインターンシップの充実及び参加学生の増加を図る。

[主な内容]

- ア) 企業対象のセミナーや専門家派遣によるプログラムの磨き上げ支援を通じて、インターンシップの充実を図る。

イ) インターンシップ実施企業と参加学生とをマッチングするための対面型フェアの開催やオンライン上での説明会の開催等により、両者のマッチングを図る。

- ⑩ ジョブカフェこうちにおいて、併設のハローワーク高知若者相談コーナーと連携し、高校生や大学生を含めた若年者を対象としたセミナーや職場体験等の実施を通じて求職者の就職・正社員化につなげる。

[主な内容]

ア) 支援対象者の掘り起こし・窓口誘導(周知・広報や出張相談会)

イ) 求職者のレベルに応じた支援

- ・質の高いキャリアコンサルティング
- ・セミナー(スキルアップや自尊心の形成など)
- ・職場体験や、ジョブチャレンジ(トレーニングの場)

ウ) フォローアップ(正規雇用転換・職場定着支援)

- ・高等学校卒業予定の就職内定者や新社会人向けセミナー
- ・講師派遣型企業セミナー

- ⑪ 県内の中核的な担い手を確保するとともに、その定着を促進するため、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている者が、県内で一定期間就業するなど、定められた要件を満たした場合に、その奨学金の返還を支援する。

- ⑫ 本県の魅力ある様々な資源を活用し、県外の方々に本県を移住の地として選んでもらうための取り組みを進め、地域の担い手の確保や経済の活性化につなげる。

- ⑬ 学生と企業の若手職員などの交流を通じて、県内企業の魅力を発信する。

[主な内容]

ア) 東京(土佐寮)等での交流の場づくり

- ⑭ 就職支援協定を締結した県外大学と、連携・協力しながら県内就職意向者に情報を届ける。

- ⑮ 官民協働による広報活動や高知求人ネットの学生向け情報ページによる情報発信により県内就職意向者を増やす。

- ⑯ 「高知県 U・I ターン相談コーナー」へ誘導された方に対し、相談に応じるとともに支援制度等の説明や求人情報の提供を行う。

- ⑰ 都市部において、県内企業・市町村・各産業分野等が参加した就職相談会「就職・転職フェア」等を実施し、都市部人材の本県へのU・Iターンを促進する。

- ⑱ 労働局、市町村や民間事業者、県との連携強化を図り、移住希望者に対して、仕事などの情報

提供や各種相談へのきめ細かな対応を行う。また、県と労働局は連携して、市町村への無料職業紹介窓口開設に向けた取り組みを支援する。

- ⑳ 高知県福祉人材センターと高知県福祉研修センターの連携強化を図ることにより、相談から就職、その後の離職防止まで切れ目のない支援に取り組む。

[主な内容]

- ア) 高知県福祉人材センターのマッチング機能を強化し、求人開拓や職場への定着支援に取り組む。
- イ) 高知県福祉研修センターにおいて、新規就労につながる研修の充実を図る。
- ウ) 高知県福祉人材センターの介護・福祉職業セミナーを、ハローワークにて定期的開催する。
- エ) 介護職場の補助的業務を担う「介護助手」の普及を通じ、日中の決まった時間帯での勤務等を希望する中高年齢者や主婦等が、介護職場で働ける職場づくりを促進する。
- ㉑ 介護職員からの相談を受け付ける相談窓口を設置し相談に応じることで、精神的負担の軽減による離職防止と定着促進を図る。
- ㉒ 中山間地域等における介護人材を確保し、介護サービスの充実を図るため、市町村等が実施する介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修に要する費用に対し補助する。
- ㉓ 保育士等を安定的に確保するという観点から、潜在保育士の就職等を支援する保育士再就職支援コーディネーターを高知県福祉人材センターに配置し、求職者と雇用者双方のマッチングを行う。
- ㉔ 看護師の就業に関する相談や情報提供を行うため、高知県看護協会の相談窓口をハローワーク高知、ハローワーク安芸、ハローワーク香美、ハローワークいのに定期的に設置する。
- ㉕ 福祉・介護人材の安定的な参入促進を図るため、小～大学生、主婦等を対象に福祉・介護施設の職場体験を実施する。
- ㉖ 福祉・介護人材確保重点対策事業を効果的・効率的に推進するため、福祉・介護関係機関で構成する「高知県福祉・介護人材確保推進協議会」において、福祉・介護分野の人材確保に係る具体的な連携事項を協議する。
- ㉗ 高知県福祉人材センター及び福祉人材バンクにキャリア支援専門員を配置し、円滑な就労・定着を支援することで福祉・介護分野への人材参入を図る。
- ㉘ 県内で勤務する薬剤師確保のため、薬系大学が開催する就職説明会への参加及び高知県薬剤師会ホームページ内に設置した求人情報サイトの周知等により、県出身薬学生、未就業薬剤師、

U・Iターン希望薬剤師等へ情報提供を行い県内での就職を促す。

- ③⑥ 路線バスにおいて不足する運転士を確保するため、バス運転士専門の求人サイトで広報を実施。また、県外で実施されるマッチングイベントへの高知県ブース出展、バス事業所見学会の開催により路線バス事業所への就職を促進する。
- ③⑦ 鉄道、軌道、路線バスの運転士を確保するため、就職フェアや移住フェア等へ出展する事業者へ出展経費の一部を補助する
- ③⑧ 建設業の魅力発信や、若年者の入職・定着促進等の取り組みに対し補助する。
- ③⑨ 「高知県外国人生活相談センター」において、外国人が安心して暮らせるように生活・就労等に関する相談や情報の提供を行うとともに、地域における多文化共生の取り組みを推進する。
- ④⑩ 「高知県外国人材確保・活躍戦略」に沿って、人材送り出し国との関係構築を図るとともに、外国人労働者・雇用主への支援や外国人が暮らしやすい生活環境の整備、産業分野に応じた取り組みを推進することで、外国人労働者の県内就労・定着を図る。
- ④⑪ ジョブカフェこうちにおいて、併設のハローワーク高知若者相談コーナーと連携し、これまでの若年者向けの支援メニューに加え、就職氷河期世代の方を対象にしたセミナーやジョブチャレンジ等の実施を通じて、不安定な就労状態にある方などの就職・正社員化につなげる。

[主な内容]

- ア) 支援対象者の掘り起こし・窓口誘導(周知・広報や出張相談会)
- イ) 求職者のレベルに応じた支援
  - ・質の高いキャリアコンサルティング
  - ・セミナー(スキルアップや自尊心の形成など)
  - ・職場体験や、ジョブチャレンジ(トレーニングの場)
  - ・就職氷河期世代チャレンジ応援団のネットワークづくり
- ウ) フォローアップ(正規雇用転換・職場定着支援)
  - ・就職氷河期世代向けセミナー

- ④⑫ 主に長期間無業の状態やひきこもり傾向にある就労を希望する就職氷河期世代(概ね40代)の方々の社会的自立を促進するため、「若者サポートステーション」を核にして、就労に向けた支援を実施する。

[主な内容]

- ア) カウンセラーなどによる面談や来所困難な方へのオンライン相談
- イ) 職場開拓員による情報収集、企業等への啓発活動

- ウ)各種セミナーなどの実施や職場体験による就労支援
- エ)WEB 広告などによる周知・広報活動の実施
- オ)アウトリーチ型の支援による出張相談・訪問支援・送迎支援など

- ④③ 県も構成員であるこうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおいて、この世代の活躍に向け、展開する各種支援施策を盛り込んだ「こうち就職氷河期世代活躍支援プラン」の進捗管理や構成員等との情報共有・連携により、支援の実効性を高める。
- ④④ 雇用の維持が厳しい企業と、労働力不足で一時的に人材が必要な企業との間で在籍型出向による労働力の移動を促進する。

#### (労働局が実施する業務)

- ① 地域雇用活性化推進事業について連携協力することにより、地域のアイデアの実現を図る。
- ② 雇用創出に取り組む企業に対し、助成制度の周知・活用を図り、面接会等を開催して地域の雇用創出を積極的に支援する。
- ③ ハローワーク高知農林漁業就職支援窓口において職業相談を実施し、県が実施する農林漁業担い手確保・育成対策等の情報提供及び関係機関への取り次ぎを行う。
- ④ 求職者及び求人者から把握した訓練ニーズ等の情報を共有し、地域訓練協議会及びワーキングチーム会議において、求職者支援訓練と公共職業訓練の訓練分野や実施時期を調整のうえ、人材ニーズ等を踏まえた地域全体の人づくりの視点で公的職業訓練の総合的な計画を立てる。
- ⑤ 離職者・在職者向けの「ハロートレーニングガイド」を作成し、職業能力開発の理解を深めるとともに、訓練受講中からジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど職業相談を実施して、訓練終了後に正規雇用を目指した早期就職を支援する。
- ⑥ 県、教育委員会、経済団体、大学等を構成員とする「高知労働局新卒者等人材確保推進本部会議」を開催し、新規学卒者及び若年者の県内就職を支援する。
- ⑦ 知事・教育長・労働局長の3者連名による県内主要経済団体への高校新卒者の早期求人提出及び、確保・定着の要請をする。

- ⑧ 学卒ジョブサポーターの担当者制による個別支援と、ニーズを踏まえた求人開拓、求人情報の提供等による応募機会の拡大を図る。
- ⑨ 県・教育委員会等関係機関との連携・協力により、高校新卒者就職面談会(11月開催予定)を開催して、県内就職を促進する。
- ⑩ 新規大卒者等就職フェア(8月開催予定)について、積極的な広報により県内外の学生等の参加を広く呼び掛け、応募機会の拡大に努める。
- ⑪ 「ハローワーク高知若者相談コーナー」及び各ハローワークで若年求職者の就職支援を行う。また、新規登録者等に「ジョブカフェこうち」の支援内容の周知や利用勧奨を図るとともに、取り次ぎ誘導を行う。
- ⑫ 「ジョブカフェこうち」から提供された求人募集情報を基に、ハローワークが求人開拓を行い、求人の確保を行う。
- ⑬ トライアル雇用制度等、国の支援制度の周知・活用により若年者等の正規雇用化を支援するとともに、「ジョブカフェこうち」の職場体験講習・就職支援セミナー等の周知、活用勧奨に協力する。
- ⑭ 「ユースエール認定制度」の認証の取組促進を図る。
- ⑮ 「高知県・高知労働局一体的実施事業運営計画」に基づき、高知県U・Iターン就職相談会を県と連携し、東京・大阪等の大都市圏等と高知市で開催する。また、高知県U・Iターン就職相談会の開催に合わせ、県外大学生を対象にUターン就職相談会も開催する。開催地が県外の場合は、開催地近隣の労働局にポスター・チラシを送付し、周知についての協力依頼を行う。また、高知会場での就職相談会では、労働局も相談に対応する。
- ⑯ 一体的実施施設の「ハローワークジョブセンターほんまち」に、U・Iターンに係る相談や問い合わせがあれば、求人情報等の管内労働市場情報を提供するとともに、併設している県の「U・Iターン相談コーナー」へ取り次ぎ誘導する。
- ⑰ 県の「移住促進事業」等による県内へのU・Iターンを支援するため、必要に応じ県やU・Iターン就職希望者に県内求人情報や労働市場、高知県U・Iターン就職相談会等の情報提供を行う。また、労働移動支援助成金等の事業主向け支援制度の活用による再就職を支援する。
- ⑱ 国の地方就職支援コーナーを設置するハローワーク(ハローワーク飯田橋・ハローワークプラザ

難波)に県内求人情報及び労働市場情報等を定期的に提供し、高知県へのU・Iターン就職希望者に対する支援を行う。

- ⑲ 県、産業雇用安定センター、ハローワークにおけるU・Iターン支援の取り組みや相談窓口等をまとめた「高知県U・Iターンサポートガイド」を作成し、ハローワーク、地方自治体、県との一体的実施施設、U・Iターン就職相談会場、県のアンテナショップ、県の県外事務所等に配付し、U・Iターン希望者等への情報発信を強化する。
- ⑳ 地方自治体等の雇用対策を支援するため、ハローワーク求人情報のオンライン提供を推進する。
- ㉑ 人材不足分野の関係機関で構成する「高知県人材確保対策推進協議会(医療・福祉分野)」及び「高知県人材確保対策推進協議会(建設・運輸・警備分野)」において、相互の施策の情報共有、連携事項を協議し、介護就職デイにおける就職面接会、人材不足分野関係就職面接会や事業所見学会等の開催を企画する。
- ㉒ 県内ハローワークに、高知県福祉人材センター及び高知県看護協会の相談窓口を定期的に設置する。
- ㉓ ハローワーク高知「人材確保コーナー」において、人材不足分野の関係団体等と連携した人材確保支援を実施する。
- ㉔ 職種未経験者等に対して、ハローワーク高知「人材確保コーナー」等で人材不足分野への就労支援を実施するとともに、潜在的な求職者の掘り起こしに取り組む。
- ㉕ 就労が許可された外国人が安心して就労・生活ができるよう、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善などに取り組み、転職を希望する当該外国人に対しては、ハローワークにおいて在留資格の範囲で職業相談・職業紹介を行う。
- ㉖ ハローワーク高知就職氷河期世代専門窓口において、関係機関と連携したチーム支援を実施することにより正社員就職を促進する。
- ㉗ 就職氷河期世代の方が短期間で安定就労につながる資格等の習得ができるよう支援するために創設される「短期資格等習得コース」を積極的に周知・広報するとともに、関係機関と連携し、正社員就職を促進する。
- ㉘ 地域若者サポートステーション事業の対象年齢の拡大とともに福祉機関等へのアウトリーチ型支

援が強化されたことから、ハローワークと地域若者サポートステーションの連携体制の強化を図り、ニートの職業的自立のため支援を推進する。

- ②⑨ こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの支援プランの進捗管理を行うとともに、委託事業を活用した広報及び支援メニューの周知を行い、就職氷河期世代の方の正社員就職への促進を図る。
- ③⑩ 在籍型出向支援のため関係機関との連携体制の構築を図る。
- ③⑪ 出向により労働者雇用維持に取り組む事業主に対して「産業雇用安定助成金」の活用促進、周知を行う。

### 3 女性、高齢者、障害者等多様な人材の活躍促進

【目標】	①高知家の女性しごと応援室 就職者数	200 人
	②ハローワーク高知マザーズコーナー重点支援対象者就職率	95.9%
	③若者サポートステーションの就職者数	200 人
	④ジョブカフェこうち（再掲）	
	・就職支援計画書を作成した求職者の6か月以内の就職率	70%
	・職場体験講習受講者の就職率	70%
	・職場体験講習受講者の定着率	80%
	・職場体験講習受講者うち 35～50 歳の方の就職率	60%
	定着率（就職後3か月時点）	80%
	・ジョブチャレンジ受講者の就職率	25%
	・就職氷河期世代チャレンジ応援団参加企業数（累計）	75 社

- ・厳しい環境にある者や子育て中の女性、中高年齢者等に対する就労支援を一体的に実施する。
- ・障害者雇用の理解を深めていただき、障害者の就労促進を図るとともに難病の方の就労支援を実施する。

- 女性等の活躍促進、就労支援
- 中高年齢者の活躍促進、就労支援
- ひきこもりの傾向等厳しい環境にある者への自立支援
- 障害者等の就労支援
- ひとり親や生活保護受給者等、生活困窮者の就労による自立支援

## (県が実施する業務)

- ① 就職・再就職や起業など、働くことを希望する女性をサポートするため、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に「高知家の女性しごと応援室」を設置する(月、火、木、土曜日の週4日開所)。

### [主な内容]

#### ア) キャリアコンサルティング

イ) 求人情報、スキルアップのための研修情報、子育て支援情報など女性が働くために必要な情報の一元的な提供

ウ) 無料職業紹介

エ) 女性の就労支援を目的とした研修及びセミナー等の実施

オ) 潜在的な求職者の掘り起こし

カ) 出張相談による東部、西部、中部地域への就労支援

キ) 働きやすい職場づくりに向けた企業支援

ク) 就職者への定着支援

- ② 県内企業等における女性登用等を促進するため、実際の取組につながるよう経営者に向けたトップセミナーや女性登用等に関する実態調査を行う。

- ③ 女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、地域の助け合いによる子育て支援を行う。

- ④ 未就職の中高年齢求職者の「企業体験講習」の受講を促進し、早期就職につなげるとともに、雇用のミスマッチを防止する。

- ⑤ 「高年齢者雇用安定法」の周知や、シルバー人材センターの指導等により、高年齢者の就業機会の確保・提供につなげる。

- ⑥ 介護職場の補助的業務を担う「介護助手」など、中高年齢者が働きやすい業務をつくり出すことで中高年齢者の参入拡大を図る。

- ⑦ 中学校卒業時及び高校中途退学時の進路未定者並びにニートやひきこもり傾向にある若者、また長期間無業やひきこもり傾向などの就職氷河期世代支援(概ね40代)の方々の社会的自立を促進するために、「若者サポートステーション」を核にして、地域の関係機関と連携し、出張相談や訪問支援、送迎支援などアウトリーチ型の支援も行いながら、就労や修学に向けた支援を実施する。

- ⑧ 社会的自立に困難を抱える方々の社会性の育成と、社会的自立を促進するうえで必要な「ソーシャルスキル」を身につけるため、段階的かつ教育的なトレーニングプログラムである「若者はばたけ

プログラム」の活用促進を図るとともに、支援する人材を育成する。

- ⑨ 無職少年等の就労を支援するため、無職少年等を受け入れてくれる見守り雇用主の事業所において「見守りしごと体験講習」を実施し、就職へとつなげる。
- ⑩ 児童養護施設等における学習や就職支援など、自立に向けた相談支援体制の強化を図る。
- ⑪ ジョブカフェこうちにおいて、併設のハローワーク高知若者相談コーナーと連携し、これまでの若年者向けの支援メニューに加え、就職氷河期世代の方を対象にしたセミナーやジョブチャレンジ等の実施を通じて、不安定な就労状態にある方などの就職・正社員化につなげる。

[主な内容]

ア) 支援対象者の掘り起こし・窓口誘導(周知・広報や出張相談会)

イ) 求職者のレベルに応じた支援

- ・質の高いキャリアコンサルティング
- ・セミナー(スキルアップや自尊心の形成など)
- ・職場体験や、ジョブチャレンジ(トレーニングの場合)
- ・就職氷河期世代チャレンジ応援団のネットワークづくり

ウ) フォローアップ(正規雇用転換・職場定着支援)

- ・高等学校卒業予定の就職内定者や新社会人向けセミナー
- ・就職氷河期世代向けセミナー
- ・講師派遣型企業セミナー

- ⑫ ひきこもりの傾向にある者に対する就労の支援を行う。
- ⑬ 障害者の多様なニーズに対応した職業訓練を実施するとともに、雇用率未達成企業も含めた事業所等に対して雇用促進につながる各種の支援制度の普及に向けたPRをハローワークと連携・協力して行う。

[主な内容]

ア) 就職に困難性を有する学生等(卒業後3年以内)に対して、コミュニケーション訓練、企業実習等による就労準備訓練を実施し、一般就労への踏み出しを支援(若者就労準備訓練)

イ) ICTを活用した在宅就業の支援体制の構築

ウ) 若年性認知症の人の職業生活等を支える就労支援ネットワークの構築

- ⑭ こうち難病相談支援センターと労働局が設置する難病患者就職サポーターが連携し、難病患者等に対する総合的な就労支援を実施する。
- ⑮ 障害者の職業生活における自立を図るため、就労機関との連携のもと、障害者の身近な地域に

において、就業面及び生活面における一体的な支援を行う。

- ⑯ 障害者の就労を促進するため、障害者を対象とした職業訓練等を、民間企業等に委託して実施する。
- ⑰ テレワークを導入している企業を招き、合同企業説明会を開催する。
- ⑱ 県立特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、事業所訪問による求人開拓や現場実習先の事業所開拓、作業学習における職業指導や就職のアドバイスをを行う。
- ⑲ 特別支援学校生徒の職業能力、勤労意欲を高めるとともに、企業等の雇用促進を図ることを目的として技能検定を実施する。
- ⑳ 特別支援学校生徒の卒業後の進路について、企業及び関係行政機関等と特別支援学校関係者が協議を行い、進路先の拡充や職場定着向上を目指す。
- ㉑ 生活困窮者等の支援対象者について、労働局(ハローワーク)への取り次ぎ誘導に努めるとともに、支援状況等についての情報共有を図り、対応についての検討協議を行う。
- ㉒ ひとり親家庭等就業・自立支援センターに相談に来られた方の個々の自立支援プログラムを策定するとともに、ハローワークと連携し、プログラムに沿った支援を行う。
- ㉓ ひとり親家庭の保護者等への資格取得等を支援し、就業と自立につなげる。
- ㉔ 生活困窮者就労訓練事業を実施する認定事業所(中間的就労)の開拓、育成による就労支援を実施する。

#### (労働局が実施する業務)

- ① 女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現のため、女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定の周知啓発に努める。
- ② 「高知家の女性しごと応援室(以下、「応援室」という。)」に求人や職業訓練に関する情報を提供するとともに、応援室から誘導された求職者に対し、職業相談・職業紹介などを行う。また、応援室の周知に協力するとともに、応援室の相談・支援を希望する者を取り次ぎ誘導する。

- ③ ハローワーク高知マザーズコーナーで、子供連れで来所しやすい環境で保育関連サービス情報の提供を行い、早期就職を支援する。また、マザーズコーナー利用者等を対象に、就職準備に資する就職支援セミナーを定期的を開催する。
- ④ 一体的実施事業として、中高年者を対象とした「企業体験講習」を実施するとともに、講習修了者の職業相談、職業紹介を実施する。
- ⑤ 「ハローワークジョブセンターほんまち」において、中高年者を対象にキャリアコンサルティングの実施、各種セミナーの周知等を行う。
- ⑥ シルバー人材センター事業の自立的、効果的な事業の推進に向けた方策等について、関係機関の緊密な連携を促進する。
- ⑦ ひきこもりの傾向にある者等の社会的自立を支援するために、ハローワーク等を通じて関係機関が実施する支援事業の周知・広報に努める。
- ⑧ 無職少年等の「見守りしごと体験講習」の円滑な実施に向けて、見守り雇用主からの求人を受理し、支援対象者の状況に応じた職業相談・職業紹介を実施する。また、見守り就労支援連絡会に参加し、無職少年等を支援する関係機関との情報共有及び連携の強化を図る。
- ⑨ 各ハローワークにおいて、障害の状況、適性、志望職種等に応じた就職支援を行うとともに、県及び地域の障害者就労支援機関と連携し、一般雇用に向けた支援を実施する。
- ⑩ 「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置し、精神障害者等の求職者に対して専門的なカウンセリング、事業主への意識啓発等の支援を実施する。
- ⑪ 「難病患者就職サポーター」をハローワークに配置し、病状に応じたきめ細かな個別支援を行うとともに、こうち難病相談支援センターとの連携を図ることにより、難病患者の雇用促進等を図る。
- ⑫ 障害者の雇用義務がある企業情報を県に提供し、連携した雇用率達成指導時や障害者求人 開拓等において、障害者委託訓練や助成金制度等の各種援助制度を周知・案内し、制度の積極的な活用を勧奨する。
- ⑬ 特別支援学校との連携により就職希望者全員に対する職業相談を行い、卒業生の希望に即した個別求人開拓によるマッチングを行う。

- ⑭ ひとり親家族等就業・自立支援センターとハローワークが連携し、きめ細かな就労支援を実施する。
- ⑮ 生活困窮者自立支援事業に基づき高知県が設置する自立相談支援窓口、福祉保健所等から取り次ぎ誘導を受けた生活保護受給者、生活困窮者等の支援対象者について、ハローワークと就職支援ナビゲーターによる連携した就労支援を実施し、自立を促進する。

#### 4 働き方改革の推進×生産性の向上 ～労働環境の整備に向けた支援～

【目標】 ①高知県ワークライフバランス推進延べ認証企業数

480 社

企業の働き方改革の取り組みを促進・支援し、企業の生産性の向上と良質で安定的な雇用につながる職場環境の整備に取り組む。

##### ○気運の醸成

- ・働き方改革推進支援センターの利用促進
- ・人材不足が顕著な業種へのアプローチ強化
- ・キャンペーンやセミナーの実施
- ・労働関係法令の周知・啓発

##### ○職場環境の整備

- ・所定外労働時間の削減、休暇を取りやすい職場環境の整備に向けた支援
- ・正社員転換・待遇改善の実現に向けた支援
- ・良質で安定的な雇用につながる職場環境の整備に向けた支援
- ・「ワークライフバランス推進企業認証制度」、「くるみん認定制度」及び「えるぼし認定制度」等の認証の取組促進
- ・働き方改革取り組み事例集の作成・配布
- ・雇用管理制度の導入促進(評価・処遇制度、研修制度、メンター制度)

##### ○生産性の向上

- ・設備導入等により生産性向上に取り組む企業等への支援
- ・企業内訓練や在職者訓練による人材育成支援

(県が実施する業務)

- ① 「高知県働き方改革推進会議」を要として、企業の働き方改革の取り組みを促進・支援し、企業の生産性の向上につなげる。

- ② 「高知県働き方改革推進支援センター」等による企業への伴走型支援を介護や建設業・小売業等の人手不足が顕著な業種を中心に実施する。
- ③ 多様な働き方の実現や職場定着のための労働条件の見直しや労働環境の整備、人材育成の必要性などをテーマとするセミナーを開催する。
- ④ 県が各分野で進めている事業戦略などの策定・実行を支援するため、「高知県働き方改革推進支援センター」と協働して、個々の企業の状況に応じたサポートを行う。
- ⑤ 職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながる取り組みを行っている事業所を認証することにより、良好な職場環境の整備を推進し、職員の定着促進や介護サービスの質の向上を図るとともに、認証事業所を情報発信し、介護職場の理解促進と新規参入の促進を図る。
- ⑥ 福祉機器等の導入を支援するとともに、機器活用のスムーズなマネジメントについても研修を行い、介護職員の負担軽減と業務の効率化を図る。
- ⑦ 男女がともに働きやすく、仕事と家庭の両立の推進など働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認証する。
- ⑧ 企業内で働き方の好循環を生む組織づくりに向けたコンサルティングによる継続的な支援を行う。また、ワークライフバランス実践支援事業の支援企業の成果とワークライフバランス推進認証企業の取り組みをまとめた事例集を作成・配布し、働き方改革に取り組む企業を増加させる。
- ⑨ 福祉専門職、地域福祉関係者などの資質向上を図るため、高知県福祉研修センターによる体系的かつ計画的な研修を実施し、地域福祉を支える担い手の育成等を行う。
- ⑩ 勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取り組みに対して支援する(勤務環境改善事業費補助金)
- ⑪ 企業在職者に対し、産業界と連携した計画的な在職者訓練を実施する。
- ⑫ 時間外労働縮減や社会保険等の加入促進等の働き方改革に向けた建設業界の体質改善に向けた取り組みや、生産性向上を目指すための、人材確保・育成等の取り組みを支援する。

- ⑬ 生産部門、事務部門の省力化や効率化のため、設備導入や専門家による助言等を通じて、5Sやデジタル化を推進する。

#### (労働局が実施する業務)

- ① 「高知県働き方改革推進会議」を要として、「働き方改革」の普及啓発に取り組む。また、「高知県働き方改革推進支援センター」による事業主への伴走型支援に取り組む。
- ② 働き方改革関連法等について、きめ細かな周知を図るため説明会の開催に取り組む。また、県内企業の好事例を収集し、周知を行う。
- ③ 長時間労働が行われているおそれがある事業場に対する監督指導を徹底するとともに、「働き方・休み方改善コンサルタント」による改善指導やワークショップの実施により、所定外労働時間の削減、休暇の取りやすい職場環境の整備を支援する。
- ④ パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用環境整備及び、その働きに応じた待遇確保のため、企業に対し「パートタイム・有期雇用労働法」の履行確保を図るとともに、周知啓発等の働きかけを行う。
- ⑤ 働き手の状況に応じて、働ける職場環境の整備を行うため、治療と仕事の両立支援制度、多様な正社員制度、テレワーク導入に向けた支援に努める。
- ⑥ 事業所調査等会社訪問時に「くるみん認定制度」、「えるぼし認定制度」に併せて、「ワークライフバランス推進企業認証制度」を紹介する。
- ⑦ 企業情報誌や企業合同説明会等のチラシの掲載企業へ、「くるみん認定制度」、「えるぼし認定制度」の認定マークに併せ、県の「ワークライフバランス推進企業認証制度」の認証マークを付し、生徒・学生・保護者・企業等に制度の周知啓発を図る。
- ⑧ キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金の周知に努め、正社員転換の実現や事業所の雇用管理改善への意欲喚起と従業員の処遇改善を促進する。
- ⑨ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出企業の情報を県に提供するとともに、中小企業に対しても積極的な取り組みを促すため、高知県と連携し、周知啓発を図る。

- ⑩ 企業に対しハラスメント防止措置等の適切な実施について助言指導及び周知啓発を図る。
- ⑪ 人材育成等を希望する事業主・事業主団体に対して、人材開発支援助成金等の周知に努め、労働者のスキル向上を図る。
- ⑫ 働く人の主体的な能力開発を支援する教育訓練給付金制度の周知に努め、制度活用を促進する。
- ⑬ 生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業に対して、業務改善助成金や時間外労働等改善助成金の周知に努め、労働者の賃金引き上げを図る。